

議案第 76 号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和 42 年加西市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「端末機」の右に「(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機を
いう。以下同じ。)」を加え、「250 円」を「150 円」に改める。

別表 11 の項及び 13 の項中「250 円」を「150 円」に改める。

別表中

「

16	しみんカードKASAⅠの交付	1 件につき	300 円
----	----------------	--------	-------

」を

「

16	削除
----	----

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。

(審議資料)

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置されている端末機から、税証明、印鑑登録証明及び住民票の写しを取得する際の手数料を 250 円から 150 円に変更するほか所要の改正を行うもの。

【概 要】

(手数料の変更)

項	手数料を徴収する事務 (端末機利用の場合)	現行	改正案
1	租税及び公課に関する証明	250 円	150 円
11	印鑑登録証明		
13	住民票の写しの交付		

※上記の証明等を市役所窓口で取得した場合は、いずれも手数料 300 円

(手数料の削除)

項	手数料を徴収する事務	金額
16	しみんカード KASAI の交付	300 円

※自動交付機の廃止に伴う削除